

厚真町個人情報保護条例の一部改正（案）の解説

○改正の背景・趣旨・目的

「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」（以下、「番号法」と略します。）が公布され、国民全員に個人番号（いわゆる「マイナンバー」）が付番されることとなりました。

個人番号は個人情報のうちの一つとなり、番号法では「個人番号を含む個人情報」（以下、「特定個人情報」と言います。）について、特定個人情報以外の個人情報よりも厳格に保護することとしており、市町村に対しても、番号法の趣旨を踏まえ、必要な措置を講ずるよう求めています。

厚真町では、個人情報の保護は「厚真町個人情報保護条例」に基づいて行われていることから、今回、番号法へ対応するために改正を行おうとするものです。

○改正の概要

- ・全ての特定個人情報に対して条例が有効となるように「個人情報」の用語定義に文言を追加します。（第2条第1項）
- ・用語の定義に「特定個人情報」など個人番号に関連する定義を追加します。（第2条第1項）
- ・指定管理者が町の施設の管理を行うに当たって個人情報を取扱う場合の読み替え規定に、今回追加する条文についての読み替え規定を追加します。（第7条）
- ・特定個人情報についての保護評価を行う際には、審査会の意見を聴く旨の条文を追加します。（第9条の2）
- ・特定個人情報の利用及び提供の制限に関する条文を追加します。（第10条の2、第10条の3）
- ・代理人が本人に代わって個人情報を開示・訂正・利用停止するよう請求する場合の代理人に、「本人の委任による代理人」を追加します。（第15条第2項）
- ・特定個人情報に係る情報提供等記録の訂正があった場合には、総務大臣及び情報提供者に訂正の旨を通知する規定を追加します。（第32条）

- ・特定個人情報の利用を停止する等の請求をすることができる場合の規定を追加します。ただし、情報提供等記録については利用停止等の請求は不可とします。(第33条第2項)
- ・特定個人情報については、法令等に閲覧等に関する定めがある場合であっても、この条例に基づいて開示等を請求できるように改めます。(第42条第1項)
- ・特定個人情報については、図書館等で町民の利用に供することを目的として手続が定められている場合であってもこの条例が適用されるように改めます。(第42条第2項)

○各改正箇所の説明

- ・番号法には、国の行政機関等に適用される個人情報保護法（「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律」。以下、「行政機関個人情報保護法」と略します。）に対する、特定個人情報及び情報提供等記録の取扱いに係る読み替え規定があり（番号法第29条、第30条）、市町村（地方公共団体）に対しても、国の行政機関等と同様となるよう必要な措置を講ずるよう求めています（番号法第31条）。

番号法が定めている点と、厚真町での条例の改正点は以下の表のとおりです。

	番号法（第29条・第30条）が定めている内容		条例改正案での対応
	特定個人情報（情報提供等記録を除く）	情報提供等記録	
利用目的以外の目的での利用	次の例外を除いて、原則禁止 ・人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意があり、又は本人の同意を得ることが困難であるとき	禁止	第10条を、特定個人情報には適用されないように改正し、特定個人情報について適用される第10条の2を追加（情報提供等記録には例外適用なし）
提供制限	番号法第19条に該当する場合に提供できるようにする		第10条の3を追加
開示	本人、法定代理人、任意代理人による請求を認める		第15条第2項に「本人の委任による代理人」を追加

	他の法令又は条例の規定に基づき開示することとされている場合であっても、開示の実施の調整は行わないこととする		第42条第1項を、特定個人情報には適用されないよう改正
訂正	本人、法定代理人、任意代理人による請求を認める		第15条第2項に「本人の委任による代理人」を追加
		訂正の通知先を、総務大臣及び情報照会者又は情報提供者とする。	第32条を、情報提供等記録については総務大臣及び情報照会者又は情報提供者に通知するよう改正
利用停止	本人、法定代理人、任意代理人による請求を認める		第15条第2項に「本人の委任による代理人」を追加するとともに、第33条第2項を追加
	次の場合も請求を認める。 ①利用制限に違反している場合 ②収集・保管制限に違反している場合 ③ファイル作成制限に違反している場合 ④提供制限に違反している場合		第33条第2項を追加
		請求を認めない	第33条第1項を、特定個人情報には適用しないよう改正し、第33条第2項を追加するとともに、第33条第3項(改正前の第2項)を、情報提供等記録には適用しないよう改正

- ・上記改正を行うため、用語の定義に下記のとおり追加を行います（条例第2条に追加）。

追加する用語	概要
特定個人情報	行政機関個人情報保護法において定義される個人情報のうち、個人番号を含む個人情報のことです
情報提供等記録	他の市町村からの個人情報の照会に対する提供等のやり取りの記録のことです
保有特定個人情報	町が保有している特定個人情報のことです
特定個人情報ファイル	個人番号を含む個人情報ファイルのことです

また、厚真町の条例が保護対象にしてきた個人情報に加え、特定個人情報には「法人その他の団体に関して記録された情報に含まれる当該法人その他の団体の役員に関する情報及び事業を営む個人の当該事業に関する情報」のうち個人番号を含むものも該当するため、全ての特定個人情報を条例で保護できるよう、条例第2条の個人情報の定義を、「法人その他の団体に関して記録された情報に含まれる当該法人その他の団体の役員に関する情報及び事業を営む個人の当該事業に関する情報」のうち個人番号を含まない個人情報だけを除くように改正します。

- ・特定個人情報については、図書館等で町民の利用に供することを目的として手続が定められている場合であってもこの条例が適用されるようにするため、第42条第2項における保有個人情報から保有特定個人情報を除くように改めます。
- ・特定個人情報についての保護評価を行った場合には、厚真町情報公開・個人情報保護審査会の意見を聴くものとします（第9条の2追加）。
- ・指定管理者が個人情報を取り扱う場合における第9条の2について、指定管理者を指定した実施機関が審査会の意見を聴くようにするため、「実施機関」を「指定実施機関」（指定管理者を指定した実施機関）に読み替える規定を追加します（第7条第1項）。
- ・指定管理者が個人情報を取り扱う場合において、指定実施機関が、指定管理者が行う個人情報取扱事務について既に審査会の意見を聴いている時は、その事務について審査会の意見を聴いたものとみなす規定に、「第9条の2」を追加します（第7条第2項）。
- ・指定管理者が個人情報を取り扱う場合における第33条第2項（各号列記以外の部分）について、特定個人情報の消去・利用停止・提供停止の請求先を指定実施機関とするため「実施機関」を「指定実施機関」に読み替える規定を追加します（第7条第3項）。

- 指定管理者が個人情報を取り扱う場合における第33条第2項第1項について、「第8条」を「第7条第1項において読み替えて準用する第8条」に読み替える規定を追加します(第7条第3項)。
- 任意代理人を追加する関係から、文言の整理として、「法定代理人」や「未成年者又は成年後見人の法定代理人」を「代理人」に改めます(第16条、第17条)。
- 利用停止請求権に係る第33条の改正において、第33条から第27条を参照するよう改めるのに伴って、第27条における「第33条第1項において同じ。」としている部分(文言)を削除します。